

地 域 再 生 計 画

1. 地域再生計画の名称
都市と農村をつなぐ地域活性化計画
2. 地域再生計画の作成主体の名称
熊本県、上益城郡益城町、上益城郡甲佐町
3. 地域再生計画の区域
熊本県上益城郡御船町、益城町及び甲佐町の全域

4. 地域再生計画の目標

益城町、甲佐町及び御船町は、熊本県の中央部に位置し、雄大な九州山地と緑川水系の湧水など緑と水が豊富で、熊本市に隣接して人口が増加している都市部から、豊かな自然が残り農林業を主な産業としている農村部までの変化に富んだ地域である。

都市部では、熊本市のベッドタウン化により都市化が進み、道路や上下水道といった都市基盤整備が急務となっている。農村部、特に中山間地域においては、少子高齢化が他地域より早いペースで進み、条件不利地域における基盤整備の遅れから耕作放棄地の増大や地域の担い手不足などによる農業の衰退や過疎化が進んでいる。平坦部においても町道や農道の未整備により集出荷施設への効率的な搬入搬出が出来ないなど課題となっている。

このように二極化している本地域の活性化の鍵となるのは、まず農村部においては、中山間地域など条件不利地域の生産基盤の整備を行い、労働時間の短縮など生産性の向上を図り、併せて平坦部を含め、基幹道となる広域農道を中心に町道や農道と連携した道路ネットワークの整備を行い、農産物流通の効率化により農業振興を中心とした地域活性化を図る。都市部においては、今後も続く人口増をスムーズに地域活力の向上につなげるために、小中学校の通学路等となる町道の整備など都市化に対応した道路整備により、新定住圏としての快適で安心して暮らせるまちづくりを進めることである。

また、都市と農村を効率的に連結させる基幹的道路の整備により、双方の人々の交流を促進し、「人・もの・情報」が絶えず循環する社会を生み出すことで、農業や自然、歴史、文化を通じ都市に住む人にとって「より良い余暇」を過ごすことができるゆとりある生活の実現や、都市と農村の共生・対流により地域経済の活性化を図るなど、都市と農村がつながり、調和した魅力あるまちづくりを推進する。

このため、熊本空港、九州縦貫自動車道益城熊本空港インターチェンジ及びグランメッセ熊本など流通拠点をもつ地理的特性を活かして、地域の重要なインフラである町道や農道及び基幹道となる広域農道の一体的な整備を行い、効率的で快適な道路ネットワークを構築するとともに関連事業を総合的に行うことにより、都市と農村の交流を活性化し、地域の一体的発展・再生を図る。

(目標1) 農業振興を中心とした地域活性化(耕作放棄地(H21時点)を10%解消)

(目標2) 道路、農道整備によるアクセス改善(甲佐町役場から高速IC・空港へのアクセス10分短縮)

※広域農道及び町道(前計画路線)が一部未完了であり達成できていないため、本計画により達成を目指す。

(目標3) 安心・安全で快適な道路整備

危険箇所(狭小区間)を解消する。(1区間(路線)を1ポイントとし、5ポイントを0へ)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

甲佐町、御船町及び益城町を結ぶ「上益城平坦地区広域農道」を基幹道として集中的に整備することにより、農業振興・農産物の物流効率化を図る。更にはモノの流れ（生産地から集出荷施設及び消費地までの農産物流通の効率化）、ヒトの流れ（農村部住民の中心市街地へのアクセス）を活発化する。

また、甲佐町の小中学校の通学路や集出荷施設への運搬路等、集落の生活道路となる「町道作替内田線」「町道東園西園線」「町道大原滝水線」の拡幅工事などを行うことにより、より安全・安心な道づくりを進める。益城町においては、基幹的な道路である「町道農免道線」「町道グランメッセ木山線」の交差点改良や拡幅工事などを行うことにより、熊本空港、九州縦貫自動車道益城熊本空港インターチェンジ及びグランメッセ熊本へのアクセス改善を図る。

このように、広域農道を基幹道として町道及び農道の整備を行い、効率的で快適な道路ネットワークを構築し、併せて中山間地域総合整備事業等において生産基盤の整備を行い、地域の総合的な整備を推進する。

(5-2) 法第5章の特別の措置を適用して行う事業 道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続きを了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

[施設の種類（事業区域）、事業主体]

- ・町道（益城町、甲佐町） 益城町、甲佐町
- ・広域農道（甲佐町） 熊本県

(手続きの経緯)

○ 町道の路線認定年月日

- ・ 益城町道農免道線 : S56. 12. 25 認定
- ・ 益城町道グランメッセ木山線 : H17. 12. 20 認定
- ・ 甲佐町道作替内田線 : H13. 6. 26 認定
- ・ 甲佐町道東園西園線 : S60. 3. 25 認定
- ・ 甲佐町道大原滝水線 : S60. 3. 25 認定

○ 広域農道の土地改良法に基づく計画の確定年月日

- ・ 上益城平坦地区広域営農団地農道整備事業 : H16. 4. 13 変更計画確定
(S56. 8. 31 当初計画確定)

[事業期間]

- ・ 町道（平成 22～26 年度）
- ・ 広域農道（平成 22～24 年度）

[整備量及び事業費]

- ・ 町道 5.78km、広域農道 0.75km
 - ・ 総事業費
- | | | | |
|------|--------------|--------|-------------|
| 町道 | 1,278,000 千円 | (うち交付金 | 639,000 千円) |
| 広域農道 | 231,000 千円 | (うち交付金 | 115,500 千円) |
| 合計 | 1,509,000 千円 | (うち交付金 | 754,500 千円) |

(5-3) その他の事業

・農業生産基盤の整備

中山間地域総合整備事業（広域連携型）を活用し、各種農業生産基盤の整備を実施する（広域農道を地域の基幹的農道として位置付け）

・農道の整備

基幹農道整備事業及びふるさと農道緊急整備事業を活用し、広域的交流ルートとして一体的に農道整備を進める

・中山間地域等の多面的機能の維持・促進

中山間地域等直接支払制度を活用し、農村部での耕作放棄の発生を防止し、中山間地域等の多面的機能を確保する

6. 計画期間

平成 22 年度～平成 26 年度

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

・目標 1 については、毎年国及び県において耕作放棄地面積調査を行っており、毎年その状況を確認できるため、目標達成にむけ確認及び評価を行い、計画終了後に公表する。

・目標 2、3 については、計画終了後に必要な調査を行い、状況を把握し、達成状況に評価、改善すべき事項の検討等を行い公表する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし